

## 盛岡市スポーツ施設広告掲出取扱要領

平成 28 年 10 月 6 日

市 長 決 裁

改正 平成 31 年 2 月 25 日

改正 令和 2 年 2 月 20 日

改正 令和 2 年 4 月 1 日

改正 令和 5 年 2 月 28 日

### (趣旨)

第 1 この要領は、盛岡市スポーツ施設（以下「施設」という。）における広告掲出の取扱いに関し、盛岡市広告掲載要綱（平成 17 年 2 月 9 日市長決裁）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲出基準)

第 2 広告の内容及び表現は、盛岡市広告掲載基準（平成 17 年 2 月 9 日市長決裁）に準ずるものとする。

### (掲出場所及び規格等)

第 3 広告を掲出することができる場所（以下「掲出場所」という。）及び規格等は、別表のとおりとする。

2 広告の素材は、掲出場所の特性に応じて、施設に掲出する広告の募集及びその他必要な業務を請け負う広告取扱業者（以下「広告取扱業者」という。）又は施設に広告を掲出しようとする者（以下「広告主」という。）と協議し決定するものとする。

### (掲出期間)

第 4 広告を掲出することができる期間は、1 月を単位とし、複数月にわたる掲出も可能とする。

2 広告の掲出を開始する日（以下「掲出開始日」という。）は、原則として掲出期間の開始月の初日（その日が施設の休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い施設の休館日でない日）とする。

3 広告の掲出を終了する日は、掲出期間の最終月の末日（その日が施設の休館日に当たるときはその日前においてその日に最も近い施設の休館日でない日）とする。

### (広告主の範囲)

第 5 広告主の範囲は、盛岡市広告掲載要綱第 6 の規定に準ずるものとする。ただし、いわて盛岡ボールパークに係る広告については、同規定中「市内」を、「岩手県内」に読み替えるものとする。

### (広告取扱業者の資格要件)

第 6 市は広告取扱業者を選定し、その資格要件は、次のとおりとする。

(1) 盛岡市競争入札参加者資格があり、指名停止等の措置を受けていないこと。

- (2) 国内に本社があり、本業務の請負に関し、市の要求に応じて速やかに来庁し、かつ、日本語で対応できる体制を整えていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（広告取扱業者の業務）

第7 広告取扱業者が請け負う業務は、次のとおりとし、その費用を負担するものとする。

- (1) 広告主の募集、審査申請等の受付代行
- (2) 市との連絡調整及び市への広告原稿の提出
- (3) 広告主との個別契約及び代金回収
- (4) 広告の設置、撤去及び維持管理
- (5) その他附帯する事項

（広告主の募集）

第8 市が広告取扱業者を選定しない場合は、市が広告主を募集するものとする。この場合において、第7に掲げる業務のうち、1号及び3号については市が行い、2号、4号及び5号については広告主がその費用を負担して行うものとする。

（契約書の作成）

第9 市は、第6の規定により広告取扱業者又は第8の規定により広告主を決定したときは、契約書を作成し、取り交わすものとする。また、広告取扱業者又は広告主（以下「広告取扱業者等」という。）は、市が別に定める期限までに契約金を支払うものとする。

（行政財産の使用許可）

第10 広告取扱業者等は、広告を掲出する施設ごとに地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用許可（以下、「使用許可」という。）を受けなければならない。ただし、盛岡市総合アリーナのロビー壁面ボード及び盛岡市アイスリンクの氷上整備車に係る広告については、使用許可を要しない。

2 行政財産使用料に関しては、盛岡市行政財産使用料条例（昭和40年条例第9号）の規定によるものとする。

（掲出の優先順位）

第11 広告の掲出可否の優先順位は盛岡市広告掲載要綱第11第1項各号の規定に準ずるものとする。ただし、別途選定された盛岡市スポーツ施設ネーミングライツ・パートナー（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）が、命名権を得た施設に係る広告掲出を希望する場合は、盛岡市広告掲載要綱第11第1項第2号に優先するものとする。

（広告主の提出書類）

第12 広告主は、広告取扱業者（第8の規定によるときは、市）に盛岡市スポーツ施設広告掲出申込書（様式第1-1号。（第8の規定によるときは、様式第1-2号））を提出するものとする。また、広告掲出申込書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 会社概要等、業務内容等が確認できるもの（過去に提出している場合は、添付を省略できるものとする。）
- (2) 印鑑証明書（過去に提出している場合は添付を省略できるものとする。）
- (3) 盛岡市に納付すべき法人税（個人事業主にあつては、個人市民税）、固定資産税、都市計画税に係る直近 1 箇年分の納税証明書（市職員が納税情報を確認することに広告主が同意した場合は添付を省略できるものとする。）
- (4) 消費税及び地方消費税に係る直近 1 箇年分の納税証明書又は未納額がない旨の証明書（盛岡市に納付すべき税がない場合に限る。）
- (5) 広告に表示する資格、許認可等を証明する書類（当該資格、許認可等の更新がなく、かつ、過去に提出している場合は、添付を省略できるものとする。）
- (6) 広告原稿

2 盛岡市広告掲載要綱第11第 1 項第 1 号の規定の適用を受けようとする広告主は、前項に定める広告掲出申込書に添えて、優先掲出取扱申立書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

（広告掲出の承認等）

第 13 市は、盛岡市広告掲載要綱第 10 第 3 項の規定による通知は、盛岡市スポーツ施設広告掲出不承認通知書（様式第 3 号）により広告主に通知するものとする。

2 広告主が募集枠数を超えた場合は、第 11 の優先順位によるものとし、同一順位の場合は抽選を行うものとする。

3 ネーミングライツ・パートナーが命名権を得た施設について、ネーミングライツ・パートナーと同種業者から広告掲出申込書の提出があった場合、市は、当該広告の掲出について、ネーミングライツ・パートナーの承諾を得るものとする。

（広告内容に関する責務）

第14 広告主は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

（広告の毀損等に係る責任）

第 15 広告掲出期間中に広告が毀損し、または破損したときは、市の責めに帰すべき理由によるものを除き、市はその責任を負わない。

（広告掲出及び撤去）

第16 広告取扱業者等は、第 3 の規定に従って作成された広告を、第 4 の規定によって掲出又は撤去するものとする。

2 広告の掲出又は撤去の作業の際に施設を毀損し、又は破損したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

3 広告取扱業者等は、広告の掲出に伴い生じた事故等により、第三者に損害を与えた場合は、広告取扱業者等の責任及び負担において解決しなければならない。

(掲出の取り消し等)

第 17 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲出を取り消すことができる。

この場合において広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。

- (1) 盛岡市広告掲載要綱第 13 第 3 項の規定によるとき。
  - (2) その他広告掲出に支障があると市長が認めるとき。
- 2 市は、広告の掲出を取り消した場合、広告取扱業者等が市に納付すべき契約金の減額は行わないものとする。

(掲出の取下げ)

第 18 広告主は、自己の都合により、広告の掲出を取下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲出を取下げるときは、広告取扱業者を通して（第 8 の規定によるときは市に対して）書面により市に申し出なければならない。
- 3 市は、第 1 項の規定による広告の掲出が取下げられた場合、広告取扱業者等が市に納付すべき契約金の減額は行わないものとする。

(契約金の返還)

第 19 市は、天災、事変その他の非常事態の発生等、広告主及び広告取扱業者の責めに帰さない理由により広告の掲出を取りやめた場合は、納付された契約金から広告を掲出できない場所及び期間に応じた額を広告取扱業者等に返還するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、興行時に主催者からの申し出により一時的に広告の掲出を取りやめた場合は、契約金の減額は行わないものとする。
- 3 第 1 項の規定により返還する契約金は、日割をもって計算し、1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(原状回復の義務)

第 20 広告取扱業者等は、広告掲出期間が満了したとき、または第 17 の規定により掲出を取り消されたとき若しくは第 18 の規定により掲出を取下げたときは直ちに広告を撤去し、原状に回復しなければならない。

(盛岡市広告掲載要綱第 11 第 1 項第 2 号に規定する市長が定める期間)

第 21 盛岡市広告掲載要綱第 11 第 1 項第 2 号の市長が定める期間は、1 年とする。

(広告審査会)

第 22 盛岡市広告掲載要綱第 9 に基づき、盛岡市スポーツ施設広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

第 23 審査会の審査事項は、次のとおりとする。

- (1) 広告主に関すること。
- (2) 掲出しようとする広告の表示内容及び表現に関すること。
- (3) その他広告の掲出に関し必要な事項

第 24 審査会は、交流推進部長、交流推進部次長、スポーツ推進課長、スポーツ推進課長補佐及び交流推進部長が命じた職員をもって構成する。

第 25 審査会は、交流推進部長が招集する。

2 交流推進部長は、会務を総理する。

第 26 審査会の庶務は、スポーツ推進課が行う。

(その他)

第 27 この要領に定めるもののほか、取扱いに関して必要な事項は、市が別に定める。

(実施期日等)

第 28 この要領は、平成 28 年 10 月 6 日から実施する。

2 この要領の実施の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間にこの要領のそれぞれの規定に基づきなされた盛岡市アイスアリーナのロビー壁面ボード又はアリーナ入口上部壁面を掲出場所とすることに関する手続その他の行為については、平成 29 年 4 月 1 日以後においては盛岡市総合アリーナのロビー壁面ボード又はアリーナ入口上部壁面を掲出場所としてこの要領のそれぞれの規定に基づきなされたものとみなす。

改正文（令和 5 年 2 月 8 日）抄  
令和 5 年 2 月 8 日から実施する。

別表（第 3 関係）

| 施設名及び所在地                                | 掲出場所               | 区画の数 | 1 区画あたりの面積                          |
|-----------------------------------------|--------------------|------|-------------------------------------|
| 盛岡市立総合プール<br>(盛岡市本宮 5-3-1)              | 2 階観覧席出入口壁面        | 2 区画 | 7 平方メートル（縦 1.4 メートル、横 5 メートル）       |
|                                         | 電光表示板下部            | 1 区画 | 15 平方メートル（縦 1.2 メートル、横 12.5 メートル）   |
| 盛岡市総合アリーナ（盛岡タカヤアリーナ）<br>(盛岡市本宮 5-4-1)   | ロビー壁面ボード           | 2 区画 | 3.9 平方メートル（縦 1.5 メートル、横 2.6 メートル）   |
|                                         | アリーナ入口上部壁面         | 1 区画 | 66.5 平方メートル（縦 7.0 メートル、横 9.5 メートル）  |
| 盛岡南公園球技場<br>(いわぎんスタジアム)<br>(盛岡市永井 8-65) | コンコース入口壁面 A グラウンド側 | 4 区画 | 4.05 平方メートル（縦 1.56 メートル、横 2.6 メートル） |
|                                         | コンコース入口壁面 B グラウンド側 | 4 区画 | 4.05 平方メートル（縦 1.56 メートル、横 2.6 メートル） |
|                                         | 得点盤 A グラウンド側       | 1 区画 | 13.6 平方メートル（縦 1.7 メートル、横 8.0 メートル）  |
|                                         | 得点盤 B グラウンド側       | 1 区画 | 13.6 平方メートル（縦 1.7 メートル、横 8.0 メートル）  |

|                                                 |                     |       |                                       |
|-------------------------------------------------|---------------------|-------|---------------------------------------|
|                                                 | 車椅子観覧エリア壁面 A グラウンド側 | 2 区画  | 4.9 平方メートル (縦 1.4 メートル、横 3.5 メートル)    |
| 盛岡市アイスリンク (みちのくコカ・コーラボトリングリンク)<br>(盛岡市本宮 5-3-3) | リンクフェンス             | 13 区画 | 2.8 平方メートル (縦 1.0 メートル、横 2.8 メートル)    |
|                                                 | 氷上整備車               | 2 区画  | 0.36 平方メートル (縦 0.2 メートル、横 1.8 メートル)   |
| 盛岡体育館<br>(上田 3-17-60)                           | ロビー内柱側面             | 1 区画  | 1.875 平方メートル (縦 2.5 メートル、横 0.75 メートル) |
|                                                 | ロビー内壁面              | 1 区画  | 4.76 平方メートル (縦 0.7 メートル、横 6.8 メートル)   |
|                                                 | トレーニング室前壁面          | 4 区画  | 7 平方メートル (縦 1.4 メートル、横 5 メートル)        |
|                                                 | アリーナ内 2 階観覧席壁面      | 1 区画  | 9.12 平方メートル (縦 2.4 メートル、横 3.8 メートル)   |
|                                                 | アリーナ内 3 階東西壁面       | 4 区画  | 9 平方メートル (縦 0.9 メートル、横 10 メートル)       |
| 盛岡市立太田テニスコート<br>(上太田穴口 4-3)                     | 屋内テニスコート北側壁面        | 2 区画  | 24 平方メートル (縦 3 メートル、横 8 メートル)         |
| いわて盛岡ボールパーク (きたぎんボールパーク)<br>(永井 7 地割 16 番地 2)   | レフト側ボマトリー壁面         | 2 区画  | 2 平方メートル (縦 0.5 メートル、横 4 メートル)        |
|                                                 | ライト側ボマトリー壁面         | 2 区画  | 2 平方メートル (縦 0.5 メートル、横 4 メートル)        |
|                                                 | レフト側エキサイティングシート壁面①  | 1 区画  | 9 平方メートル (縦 1 メートル、横 9 メートル)          |
|                                                 | レフト側エキサイティングシート壁面②  | 1 区画  | 8 平方メートル (縦 1 メートル、横 8 メートル)          |
|                                                 | レフト側エキサイティングシート壁面③  | 1 区画  | 7 平方メートル (縦 1 メートル、横 7 メートル)          |
|                                                 | ライト側エキサイティングシート壁面①  | 1 区画  | 9 平方メートル (縦 1 メートル、横 9 メートル)          |
|                                                 | ライト側エキサイティングシート壁面②  | 1 区画  | 8 平方メートル (縦 1 メートル、横 8 メートル)          |
|                                                 | ライト側エキサイティングシート壁面③  | 1 区画  | 7 平方メートル (縦 1 メートル、横 7 メートル)          |

|  |            |       |                               |
|--|------------|-------|-------------------------------|
|  | レフト側外野フェンス | 10 区画 | 2 平方メートル（縦 0.5 メートル、横 4 メートル） |
|  | ライト側外野フェンス | 10 区画 | 2 平方メートル（縦 0.5 メートル、横 4 メートル） |

様式第 1－1 号

盛岡市スポーツ施設広告掲出申込書

年 月 日

盛岡市長

様

(申請者)  
住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
電話番号 ( )

盛岡市スポーツ施設に、広告を掲出したいので、関係書類を添えて申し込みます。なお、  
広告掲載要綱及び広告掲載基準に抵触しないことを宣誓します。

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 対象施設名    |                     |
| 対象掲出場所   |                     |
| 掲出希望期間   | 年 月から 年 月まで         |
| 掲出希望区画数等 | 区画 計 m <sup>2</sup> |

関係書類（写し可）

- ・会社概要等、業務内容等が確認できるもの
- ・印鑑証明書
- ・次に掲げる税の直近 1 箇年分の納税証明書
  - ①盛岡市に納付すべき法人税（個人事業主にあつては、個人市民税）、固定資産税、都市計画税
  - ②消費税及び地方消費税（①の税の賦課がない場合に限る。）
- ・広告に表示する資格、許認可等を証明する書類

この広告掲出を決定するに当たり、上記①の納税情報を担当課の職員が確認することに  
同意します。

商号又は名称  
代表者職氏名 印  
フリガナ 生年月日 年 月 日

※本申請の窓口となる担当者

|              |     |        |  |
|--------------|-----|--------|--|
| 所属           |     | 電話番号   |  |
| 職氏名          |     | ファクス   |  |
| 書類等送<br>付先住所 | 〒 - | E-Mail |  |

様式第 1－2 号

盛岡市スポーツ施設広告掲出申込書

年 月 日

盛岡市長 様

(申請者)  
住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
電話番号 ( )

盛岡市スポーツ施設に、広告主として広告を掲出したいので、関係書類を添えて申し込みます。なお、広告掲載要綱及び広告掲載基準に抵触しないことを宣誓します。

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 対象施設名     |                     |
| 対象掲出場所    |                     |
| 掲出希望期間    | 年 月から 年 月まで         |
| 掲出希望区画数等  | 区画 計 m <sup>2</sup> |
| 提案広告料（税抜） | 円                   |

関係書類（写し可）

- ・会社概要等、業務内容等が確認できるもの
- ・印鑑証明書
- ・次に掲げる税の直近 1 箇年分の納税証明書
  - ①盛岡市に納付すべき法人税（個人事業主にあつては、個人市民税）、固定資産税、都市計画税
  - ②消費税及び地方消費税（①の税の賦課がない場合に限る。）
- ・広告に表示する資格、許認可等を証明する書類

この広告掲出を決定するに当たり、上記①の納税情報を担当課の職員が確認することに同意します。

商号又は名称  
代表者職氏名 印  
フリガナ 生年月日 年 月 日

※本申請の窓口となる担当者

|          |     |        |  |
|----------|-----|--------|--|
| 所属       |     | 電話番号   |  |
| 職氏名      |     | ファクス   |  |
| 書類等送付先住所 | 〒 - | E-Mail |  |

様式第2号

優先掲出取扱申立書

年 月 日

盛岡市長

様

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

電話番号 ( )

関係書類を添えて申し込んだ広告の掲出について、次により盛岡市広告掲載要綱第11第1項による優先の取扱いを受けたいので申し立てます。

記

(優先の取扱いを希望する理由等)

様式第 3 号

盛岡市スポーツ施設広告掲出不承認通知書

年 月 日

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

様

盛岡市長

年 月 日付けで提出された盛岡市スポーツ施設広告掲出申込書について  
審査した結果、掲出を承認しないこととしたので通知します。

記

(不承認の理由)